

野田市告示第74号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、
令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間
を次のとおり定める。

令和7年3月31日

野田市長 鈴木 有

1 縦覧の場所

野田市役所企画財政部課税課及び市民生活部関宿支所

2 縦覧の期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで